

2008年8月25日

文部科学大臣  
鈴木 恒夫 様

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
理事長 高岡 正

特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会  
理事長 三宅 初穂

### 高等教育機関における聴覚障害学生の講義保障に関する要望書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、文部科学行政における聴覚障害者への対応につきましては、ひとかたならぬご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の社会参加の環境が整うにつれ、聴覚障害者の高等教育機関への進学が増加し、多くの聴覚障害者が大学をはじめ高等教育の場で勉学に励んでおります。障害を乗り越えて学業に精進する若い聴覚障害者に、充実した学生生活を送ってほしいと難聴者の先輩として、支援者として、強く望んでおります。

しかし、現実には、聴覚障害学生の講義保障は、一部の大学で実施されているに過ぎません。その形態は、聴覚障害学生団体や学生ボランティア養成による対応、地域の要約筆記サークルによる散発的な支援、一部の講義に限定した大学側の費用負担による派遣事業体への通訳依頼があるだけです。聴覚障害学生が希望する講義のすべてに要約筆記（ノートテイク）をつけられるわけではなく、講義保障が全くなされていないか、あってもボランティアが見つからない時間帯には講義保障はないというのが実情です。

2006年12月13日に国連総会で採択された障害者の権利条約は2007年9月28日に日本政府も署名し、本年5月に発効しています。この障害者権利条約は障害を持つ人々は障害を持たない人々と同じ権利を有することが宣言されており、政府や社会がそのために合理的配慮の提供を求められています。

教育に関しても、第24条教育で障害者が教育から排除されないこと、個人に必要な合理的配慮を提供することなどが定められています。情報アクセスの保障を定めた第21条で障害者は手話や要約筆記その他、自ら求める方法でコミュニケーションの保障が受けられることも示されています。

すでに、日本聴覚障害学生支援機構にご教示いただきながら交渉しておりますが、

その壁は非常に厚いと実感しております。

高等教育機関で学ぶ全ての聴覚障害学生が、十分な講義保障を受けられるようになるためには、文部科学行政の分野での政策的な取り組みがぜひとも必要です。聴覚障害学生の高等教育機関における支援のあり方についてご考慮いただきたく、下記の事項をしたため要望する次第です。よろしくご検討ください。

## 記

### 高等教育機関における聴覚障害学生の講義保障に関する要望

#### 1 聴覚障害学生に対する支援体制の整備について

(1) 国は、聴覚障害学生が手話通訳、および要約筆記を講義保障として要望する場合、学内の学生による支援、または外部への通訳依頼を大学、専修学校などが責任をもって実施するよう強く働きかけてください。現在、障害学生に対しての助成がおこなわれていますが、必ずしも聴覚障害学生に使われるものではありません。障害種別ごとの割合等を定めるなどして、確実な方法を探ってください。

(2) 通信教育で学ぶ聴覚障害学生への支援はさらに遅れています。国は、聴覚障害学生は通級、通信の区別なく、必要な通訳手段を講じるよう大学、専修学校などに働きかけてください。

(3) 聴覚障害者の中には、高校までの教室では前の席でなんとか授業についていけたという学生も少なくありません。そのために、入学時には講義保障が必要だという自覚がなく、講義が始まってから聞き取れない悩みを持つこととなります。手話はもちろん、要約筆記の存在も知らないこともあります。学年の途中からであっても、講義保障が必要だと申し出た学生にも、速やかに支援の体制を作れるよう周知を図ってください。

#### 2 今後の進め方の協議機関設置について

(1) 在学中の聴覚障害学生をどう支援するかは喫緊の課題ですが、同時に、障害者権利条約批准後も展望しながら、継続的な支援の体制を創造、強化するために、先行する日本聴覚障害学生支援機構やその他関係者を含めた協議、検討を継続的にしていける場を設置してください。